

(案)

平成 19 年度に見直しの結論を得ることとされた独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（第二次）について

平成 19 年 12 月

政策評価・独立行政法人評価委員会

目 次

平成 19 年度に見直しの結論を得ることとされた独立行政法人の
主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（第二次）
について（案）

内閣府	1
独立行政法人国民生活センター	3
財務省	7
独立行政法人造幣局	9
独立行政法人国立印刷局	14
独立行政法人日本万国博覧会記念機構	20
文部科学省	23
独立行政法人日本スポーツ振興センター	25
厚生労働省	29
独立行政法人労働者健康福祉機構	31
独立行政法人国立病院機構	37
経済産業省	41
独立行政法人日本貿易保険	43
国土交通省	46
独立行政法人国際観光振興機構	48
独立行政法人空港周辺整備機構	52
独立行政法人海上災害防止センター	55
独立行政法人都市再生機構	57

内 閣 府

(案)

政 委 第 号
平成 19 年 12 月 日

内 閣 総 理 大 臣
福 田 康 夫 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 大 橋 洋 治

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴府所管の独立行政法人（独立行政法人国民生活センター）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴府におかれては、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、本年の予算編成過程における財政当局からの指摘及び独立行政法人改革に関連する諸会議での議論をも十分に踏まえた内容としていただくようお願いいたします。その後は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部の議を経た上で最終的な見直し案を決定し、これを踏まえて新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。

なお、当委員会としては、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成 17 年 7 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、別紙の法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴府、当該法人及び貴府独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

独立行政法人国民生活センターの主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 情報の収集・分析・提供業務の抜本的な見直し

全国消費生活情報ネットワーク・システム（以下「P I O-N E T」という。）は、地方における苦情を収集・分析するための基盤となる情報システムであるが、P I O-N E Tに苦情相談情報が登録されるまでに約50日もかかっていること、登録された情報のうち緊急性の高い情報を整理した「消費生活相談緊急情報」の地方消費生活センターへの提供が月1回となっていることなどの業務実態は、情報ネットワークの基本的な機能が十分に発揮されていない状況であることを踏まえ、消費者被害の未然防止・拡大防止という国民生活センターの役割を的確に果たす観点から、例えば、P I O-N E Tに登録された情報の中から、警戒すべき情報をいち早く発見できるような業務の体制を構築すること、消費生活センター等への情報提供を月1回から抜本的に拡大するとともに、緊急な情報については、電子メールの活用等の手段も含め即時に行うようにすることなど、業務の在り方を抜本的に見直すものとする。

なお、これらの見直しについては、可能なものから早急に実施するとともに、P I O-N E Tシステムの設計に当たっては、抜本的なワークフロー分析等を改めて行い、業務体系を再構築した上で、システム全体の設計を行うものとする。

2 相談業務の見直し

相談業務については、直接相談を実施しつつ、専門家の活用等により地方消費生活センターからの経由相談の解決能力の向上を図るものとする。

裁判外紛争解決に関連する制度の整備については、類似の業務を実施している地方公共団体、認証紛争解決事業者との関係及び役割分担、法的効果の付与の必要性、国民生活センターが対象とする紛争の範囲、国民生活センターにおける他の業務との関係を踏まえた予算や組織体制等について十分に検討した上で、所要の結論を得るものとする。

3 商品テストの重点化

我が国全体として、商品にかかわる消費者被害を解決するために必要な商品テストが確実かつ効率的に実施されることが重要であることにかんがみ、国民生活センターは、関係する機関との連携を強化しつつ、商品テストの企画・立案に業務を重点化するものとし、商品テストの実施に関しては、効率的な実施の観点から積極的に外部委託を進めるものとする。あわせて、我が国全体として必要な商品テストの効率的な実施を確保する観点から、国民生活センターが、その中核的な機関として、商品テストの実施機関、実施状況等の情報を全国的に収集し、提供する役割を積極的に果たすものとする。

4 研修業務の重点化等

研修業務の効果的かつ効率的な実施の観点から、消費者行政に携わる地方公共団体職員や消費生活相談員を対象とした研修に重点化を図るものとする。また、消費生活専門相談員資格認定制度の目的は、消費者相談に携わる相談員の能力、資質の向上を図ることであるが、一度資格を認定した後においては特段の対応が取られていない状況にあることから、資格更新時に研修を受講させるなど制度の本来の趣旨・目的を踏まえた見直しを行うものとする。

研修用の宿泊施設については、稼働率が低調であることにかんがみ、相模原本部施設の有効的かつ効率的な活用の一環として、企画・管理・運営を民間競争入札の対象とするものとする。

5 在り方の検討及び関係者間の連携の強化

国として消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていくなかで、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方に

ついて、国民生活審議会の意見も聞きつつ平成19年度内に検討するものとする。

また、P I O-N E Tの最適化の検討に併せて、国民生活センターが担う情報の収集・分析等、相談、商品テスト等業務全般における関係機関との役割分担・連携等の具体的な方策について、内閣府が中心・中核となって関係省庁等と十分に協議し、関係者間で双方向に情報を交換することにより関係者が必要な情報を共有し、適切な役割分担の下で、それぞれの役割を有機的に果たせるための情報及び組織のネットワークを確立するものとする。

第2 保有資産の見直し

国民生活センターが保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 相模原本部については、行政機関、大学、消費者団体等による積極的な利用促進を図るとともに、施設の運営について、民間競争入札の対象とし、有効活用を図る。
- ② 東京事務所において実施する業務を精査しつつ、移転を含め、その在り方を検討する。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第2に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、国民生活センターの給与水準(平成18年度、事務・技術職員)は、対国家公

務員指数で122.4となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 国民生活センターが策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう、要請するものとする。

財 務 省

(案)

政 委 第 号
平成 19 年 12 月 日

財 務 大 臣

額 賀 福 志 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 大 橋 洋 治

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局及び独立行政法人日本万国博覧会記念機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、本年の予算編成過程における財政当局からの指摘及び独立行政法人改革に関連する諸会議での議論をも十分に踏まえた内容としていただくようお願いいたします。その後は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部の議を経た上で最終的な見直し案を決定し、これを踏まえて新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。

なお、当委員会としては、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成 17 年 7 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、別紙の法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させ

ていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人造幣局の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性（案）

独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）の主要な事務及び事業については、経済活動の基盤である通貨に対する信認を維持するため、高度な偽造防止技術及び徹底した製造管理体制をもって、財務省と一体として通貨製造等の通貨行政を担いつつ、国民経済にとって必要十分な通貨量を安定的かつ確実に製造すること等が求められている。このような造幣局の使命の下、特定独立行政法人として業務を行っていることを踏まえ、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、経費の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 貨幣製造業務等の経費の縮減に向けた取組

造幣局の主要な業務である貨幣製造業務及び極印、勲章・褒章、金属工芸品等の貨幣以外の製造業務等、貨幣販売業務等については、評価に必要なデータを、造幣局の評価を行う機関に対し提供すべきである。

今般の造幣局の事務及び事業の見直しに当たり、次期中期目標等においては、経費削減の程度及び経営上の判断に必要な指標を設定するものとする。また、偽造防止上の問題点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、同法人の評価に当たり必要なデータについては、提供するものとする。

さらに、次期中期目標期間においては、業務の効率化を図り、経費の縮減に取り組む中で、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 貨幣及び勲章類製造業務の経費の縮減に向けた取組

貨幣及び勲章類製造業務については、偽造防止・品質維持等の優先課題に十分留意の上、業務の効率化につながる場合には、外部委託を推進するものとする。

(2) 貨幣及び勲章類以外の製造業務等の経費の縮減に向けた取組

貨幣及び勲章類以外の製造業務については、偽造防止技術を始めとする貨幣製造技術の維持・向上のため行っているものと位置付け、このために必要な範囲内において行うものとし、一般向け商品である金・銀盃及び装身具の製造からは撤退するものとする。

また、貨幣及び勲章類以外の製造業務について、偽造防止・品質維持等の優先課題に十分留意の上、業務の効率化につながる場合には、外部委託を推進するものとする。

さらに、貨幣セット販売に関する業務については、事務・事業の質の維持や、効率性、コスト削減、民間ノウハウの活用等の観点を踏まえつつ、民間競争入札も含めた競争入札を行う対象・内容等について検討するものとする。

2 品位証明業務等の収支相償に向けた取組

貴金属の品位証明業務については、平成 20 年度までの収支相償を目標として、業務の抜本的な改善策を内容とするアクションプログラムを着実に実行するものとする。

また、地金及び鉱物の分析業務についても、アクションプログラムを策定の上、収支改善を含む業務の抜本的な改善を図るものとする。

次期中期目標期間においては、これらのアクションプログラムに基づき、収支相償を図るものとする。

第2 組織の見直し

1 工場の業務の効率化及び生産性の向上に向けた取組

事務及び事業の見直しの結果、経費削減の程度及び経営上の判断に必要な指標を設定するものとしたことから、次期中期目標等においては、製造需要予測、製造体制、施設・設備、配置人員等を踏まえた工場の経費削減等の具体的目標を設定し、業務の効率化及び生産性の向上を図るものとする。

また、財務省の独立行政法人評価委員会において、これらの目標の達成状況について、毎年度、分析、検討及び評価を厳格に実施するものとする。

東京支局については、豊島区の存置の意向等を踏まえつつ、国の資産債務改革、土地の機会費用等の観点から、更なる有効活用の可能性について検討するものと

する。

2 人員の削減

(1) 総人員数の削減

次期中期目標期間においては、総人員数削減に積極的に取り組むものとし、平成17年度末を基準として、平成18年度からの5年間の削減率が10%以上となるよう取り組むものとする。

(2) 間接部門の人員数の削減

本局及び支局における間接部門については、事務処理の効率化等の一層の促進により、次期中期目標期間において、総人員数の削減率を上回る削減を図るものとする。

3 保養所の廃止等

(1) 保養所の廃止

職員の福利厚生事業の一環として保有している保養所については、次期中期目標期間中に段階的に廃止するものとする。

(2) 職員宿舎の廃止・集約化

職員宿舎については、次期中期目標期間中に必要戸数を精査しつつ、建設後の経年劣化も踏まえ、職員宿舎の廃止・集約化に係る計画を策定し、可能なものから、廃止・集約するものとする。

(3) 庁舎分室の有効活用

職員の出張及び研修時の宿泊用施設として保有している庁舎分室のうち、東京支局大塚寮については、次期中期目標期間中に、旅費規程上の宿泊料を支給すること等による廃止の可能性について検討するものとする。

第3 保有資産の見直し

1 遊休資産の処分

造幣局が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、上記第2の組織の見直しの結果、遊休資産が生ずる場合、当該遊休資産について、将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、処分を行うものとする。

2 保有資産の見直し等による国庫返納

上記第2の組織の見直し及び第3の保有資産の見直しにより、今後10年間を目途として財政再建に資する国庫への貢献を行うものとする。

第4 コンプライアンスの確保

造幣局は、社会・経済活動において重要な通貨を製造している法人であることから、職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施、監事による監査体制の強化等、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組むものとする。

第5 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、造幣局の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で95.4となっているが、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを踏まえた適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ② その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 造幣局が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人国立印刷局の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性（案）

独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）の主要な事務及び事業については、経済活動の基盤である通貨に対する信認を維持するため、高度な偽造防止技術及び徹底した製造管理体制をもって、財務省と一体として通貨製造等の通貨行政を担いつつ、国民経済にとって必要十分な通貨量を安定的かつ確実に製造すること等が求められている。このような国立印刷局の使命の下、特定独立行政法人として業務を行っていることを踏まえ、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、経費の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 セキュリティ製品事業及び情報製品事業の経費の縮減に向けた取組

国立印刷局の主要な業務である銀行券の製造等を行うセキュリティ製品事業並びに官報、政府刊行物等の印刷、発行等を行う情報製品事業については、評価に必要なデータを、国立印刷局の評価を行う機関に対し提供すべきである。

今般の国立印刷局の事務及び事業の見直しに当たり、次期中期目標等においては、経費削減の程度及び経営上の判断に必要な指標を設定するものとする。また、偽造防止上の問題点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、同法人の評価に当たり必要なデータについては、提供するものとする。

さらに、次期中期目標期間においては、業務の効率化を図り、経費の縮減に取り組む中で、以下の措置を講ずるものとする。

(1) セキュリティ製品事業における取組

セキュリティ製品のうち、偽造抵抗力を維持する必要のある銀行券等以外の製品については、銀行券等の製造技術の維持・向上のため行っているものと位置付け、このために必要な範囲内において行うものとする。

(2) 情報製品事業における業務の見直しの取組

情報製品事業については、白書等、個々の製品ごとに、公共性、製品の販売実績、収支、民間の参入動向等を踏まえ、官報や国会用製品等以外の製品のうち、多数の事業者が参入するなど民間においても十分対応できると認められる製品の印刷からは撤退を図るものとする。

また、政府刊行物サービス・センターについては、国立印刷局の業務・資産の見直しの結果を踏まえつつ、民間競争入札の実施の可否等について検討するものとする。

なお、自動車保管場所標章の印刷からは撤退するものとする。

(3) 外部委託の推進

セキュリティ製品及び情報製品については、偽造防止等の優先課題に十分留意の上、業務の効率化につながる場合には、外部委託を積極的に推進するものとする。

2 病院の移譲、廃止

東京病院については、平成 18 年度から 3 年間でキャッシュ・フローベースでのプラスを目標とするアクションプランを実施しているが、同病院の収支が赤字であることや、一般に開放されている病院である現状を踏まえ、次期中期目標期間中の他の医療機関等への移譲に向け取り組むものとする。

また、平成 19 年度末をもって廃止することとされている小田原健康管理センターについては、廃止後の資産等の在り方及び処分方法について、早急に検討し、結論を得るものとする。

第 2 組織の見直し

1 工場の業務の効率化及び生産性の向上に向けた取組

事務及び事業の見直しの結果、経費削減の程度及び経営上の判断に必要な指標を設定するものとしたことから、次期中期目標等においては、製造需要予測、製造体制、施設・設備、配置人員等を踏まえた工場の経費削減等の具体的目標を設定し、業務の効率化及び生産性の向上を図るものとする。

また、財務省の独立行政法人評価委員会において、これらの目標の達成状況につ

いて、毎年度、分析、検討及び評価を厳格に実施するものとする。

虎の門工場については、将来の検討課題として、印刷機能の都内他工場への移転を図ることによる資産処分について前向きに検討するものとする。

2 人員の削減

(1) 総人員数の削減

次期中期目標期間においては、総人員数削減に積極的に取り組むものとし、平成17年度末を基準として、平成18年度からの5年間の削減率が10%以上となるよう取り組むものとする。

(2) 間接部門の人員数の削減

本局、工場等における間接部門については、重複業務の一元化、事務処理の効率化等の一層の促進により、次期中期目標期間においては、総人員数の削減率を上回る削減を図るものとする。

3 出張所等の集約・統合等

(1) 出張所等の集約・統合

現在、銀行券の原料となるみつまたの調達等の業務を行っている3出張所及び2分室については、出張所等の設置から半世紀以上が経過し、交通の利便性が向上していることも踏まえ、次期中期目標期間中に、中国地方と四国地方のそれぞれ1か所に集約・統合するものとする。

(2) 保養所の廃止

職員の福利厚生事業の一環として保有している保養所については、次期中期目標期間中に段階的に廃止するものとする。

(3) 職員宿舎の廃止・集約化

職員宿舎については、次期中期目標期間中に必要戸数を精査しつつ、建設後の経年劣化も踏まえ、職員宿舎の廃止・集約化に係る計画を策定し、可能なものから、廃止・集約するものとする。

第3 保有資産の見直し

国立印刷局が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

1 大手町敷地の適正な処分

大手町敷地については、東京都、周辺地権者等と連携した連鎖型再開発についての検討を踏まえて、保有資産の資産価値に十分配慮しながら、透明性・公平性を確保しつつ、手続を進め、適正な処分について結論を得るものとする。

2 市ヶ谷センターの有効活用

市ヶ谷センターについては、研修施設の利用状況、お札と切手の博物館の入館者数、機会費用等を総合的に勘案し、同センターの機能の移転の可否について検討するものとする。

3 久我山運動場の有効活用

久我山運動場については、杉並区民も利用可能としていることを踏まえつつ、在り方を検討するものとする。

4 遊休資産の処分

上記第2の組織の見直しの結果、遊休資産が生ずる場合、当該遊休資産について、将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、処分を行うものとする。

5 保有資産の見直し等による国庫返納

上記第2の組織の見直し及び第3の保有資産の見直しにより、今後10年間を目途として財政再建に資する国庫への貢献を行うものとする。

第4 コンプライアンスの確保

国立印刷局は、社会・経済活動において重要な通貨を製造している法人であることから、職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施、監事による監査体制の強

化等、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組むものとする。

第5 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、国立印刷局の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で87.9となっているが、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを踏まえた適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ② その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 国立印刷局が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。

② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人日本万国博覧会記念機構の主要な事務及び 事業の改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「万博機構」という。）の主要な事務及び事業については、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 独立行政法人の組織形態を含めた事務・事業の見直し

1 公園事業を担う主体等の検討

日本万国博覧会の跡地については、緑あふれる文化公園（以下「万博記念公園」という。）として整備し、国と大阪府の共同運営により37年間にわたってその成功を記念してきたところであるが、この間、これをとりまく社会経済情勢は変化し、平成15年10月以降は独立行政法人の業務として公園の管理運営が行われている。

万博記念公園の現在の運営主体である万博機構は、独立行政法人として公園の管理運営を行っている数少ない例であることから、公園事業を担う主体の組織の在り方について議論を行ってきた。

万博記念公園については、これまで国、大阪府と独立行政法人という形で共同運営をしてきた経緯があり、今後の組織の在り方については、大阪府とともに検討し、納得が得られれば、平成22年度までに独立行政法人としては廃止するものとする。

その検討に当たっては、他の公園の管理運営の例及び万博記念公園の特殊性を踏まえつつ、地域にとって貴重な緑地であり近隣住民の憩いの場となっていることを念頭に、これらの機能の維持に支障のないように配慮するものとする。

なお、公園内の遊園地において、今年5月に死傷事故が発生し、その後も安全管理上懸念を生じさせる事故が発生したところであり、公園内の施設の管理方法、委託契約の内容等について、安全に配慮する観点から必要な見直しを行うものとする。

2 日本万国博覧会記念基金事業の在り方

日本万国博覧会記念基金事業は国際相互理解の促進のための活動や文化的活動への助成を行っているが、万博機構が助成の優位性を発揮できる公園・環境に関係

する事業等への助成に重点化するほか、万博記念公園の施設整備や低廉な公園入場料の維持のため、公園事業への繰入れを増やすものとする。

第2 保有資産の見直し

万博機構が保有する万博記念公園の未利用地（外周緑地）については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、賃貸等、収益性を重視した土地の有効活用を行うものとする。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、万博機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で111.9となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める大卒者の割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事

業者の給与水準等に照らし、現在の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。

- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 万博機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

文 部 科 学 省

(案)

政 委 第 号
平成 19 年 12 月 日

文 部 科 学 大 臣
渡 海 紀 三 朗 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 大 橋 洋 治

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人日本スポーツ振興センター）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、本年の予算編成過程における財政当局からの指摘及び独立行政法人改革に関連する諸会議での議論をも十分に踏まえた内容としていただくようお願いいたします。その後は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部の議を経た上で最終的な見直し案を決定し、これを踏まえて新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。

なお、当委員会としては、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成 17 年 7 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、別紙の法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの主要な事務及び
事業の改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「日本スポーツ振興センター」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 スポーツ振興投票業務の見直し

スポーツ振興投票事業については、日本スポーツ振興センターが、売上向上等に最大限努力し、繰越欠損金をできる限り早期に解消するとともに、スポーツ振興に対する助成の確保に努めるものとする。その上で、スポーツ振興くじの売上状況を注視しつつ、繰越欠損金解消の見通しがおおむね立つと考えられる平成21年度末を目途に、スポーツ振興投票事業の実施体制の在り方も含め見直しを検討し、結論を得るものとする。

なお、その間にあっても、スポーツ振興くじの売上の低迷により、繰越欠損金が増加し、債務の返済の見通しが立たないと見込まれる場合には、国民負担に及ぶことがないよう、スポーツ振興投票事業について原点に立ち返った抜本的な見直しを行うものとする。

2 スポーツ振興のための助成業務に係る透明性の確保

スポーツ振興のための助成業務については、助成区分ごとに達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示した上で、厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を助成業務の効率化及び適正化に反映させるものとする。

3 災害共済給付業務、学校安全普及業務、食に関する普及充実業務及び衛生管理に関する業務の見直し

災害共済給付業務については、オンライン化の進捗^{ちよく}状況を踏まえ、更なる合理化

を行うとともに、次期中期目標期間終了時までには、支所の業務等の在り方について検討を行い所要の結論を得るものとする。

学校安全普及業務、食に関する支援業務及び衛生管理に関する支援業務については、「学校安全支援業務(仮称)」に一本化し、災害共済給付業務の実施により得られる事故情報分析やそれに基づく関連情報の提供など災害共済給付業務に関連するものに重点化するものとする。

なお、「学校安全支援業務(仮称)」については、次期中期目標期間終了時までには、各事業の在り方について、必要性・有効性を厳格に検証した上で、所要の結論を得るものとする。

4 スポーツ施設の運営・提供等に関する業務の見直し

国立競技場、国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターについては、事務及び事業の効率化の観点から、管理・運営業務のうち、指導監督を除く業務について民間競争入札を実施するものとする。

なお、入札対象範囲の拡大等について、民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討するものとする。

第2 資産の有効活用等

日本スポーツ振興センターが保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 国立競技場、国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターについては、運営費交付金の一層の削減及び資産の有効活用の観点から、命名権の導入、施設利用料の見直し等により、自己収入の増加を図る。
- ② その他の保有資産については、不断の見直しを行い、必要に応じ遊休資産の処分等を行う。

なお、習志野及び所沢の各職員宿舎については、平成20年度の売却を検討する。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、日本スポーツ振興センターの給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で112.3となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 若年層の給与昇給率が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 日本スポーツ振興センターが策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場

合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

厚 生 勞 働 省

(案)

政 委 第 号
平成 19 年 12 月 日

厚 生 労 働 大 臣
舛 添 要 一 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 大 橋 洋 治

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人国立病院機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、本年の予算編成過程における財政当局からの指摘及び独立行政法人改革に関連する諸会議での議論をも十分に踏まえた内容としていただくようお願いいたします。その後は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部の議を経た上で最終的な見直し案を決定し、これを踏まえて新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。

なお、当委員会としては、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成 17 年 7 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、別紙の法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

独立行政法人労働者健康福祉機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「労働者健康福祉機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 労災病院の在り方の総合的検討

労災病院は、産業構造の変化や技術革新の進展に伴い、労働災害が減少するとともにその態様も変化してきており、また、労災指定医療機関の充実や医療技術の向上等により、労災患者比率が5%程度にまで低下しているなど、量的には労災患者に医療を提供するという役割は縮小し、相対的に地域医療の比重が高くなってきている。

経営面においては、収支相償を目指しているものの、平成18年度の当期損益が42億円、16年度以降の3年間の累計では243億円の欠損金が発生しており、改善が必要な状況にあるとともに、地域医療については、都道府県において医療計画が整備される中で、労災病院が存在する地域において一般病床が過剰となっている地域も多いことなどの状況があり、国として必要な政策医療の提供・全国への均てん化や、それぞれの地域で求められる医療の提供という機能を今後とも的確に果たしていく観点から、現行の労災病院の体制や規模については、不断に見直していく必要がある。

このため、次期中期目標期間開始後2年程度を目途に、個々の労災病院ごとに、本来の政策医療を提供するという機能の発揮状況及びそれに要するコスト、地域の医療状況やそこで果たしている役割、今後の設備更新の必要額や収支見込み等も含めた経営状況等について総合的に検証し、その結果を公表するとともに、必要な改善措置を講ずるものとする。その際、労災病院の近隣に厚生労働省所管の独立行政法人が運営する病院（労災病院、国立病院）がある場合は、都道府県が策定する新たな医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で労災病院と国立

病院との診療連携の構築を始め効率的な運営の可能性等について検討を行うものとする。

その上で、厚生労働省全体として、次期中期目標期間終了時までには、厚生労働省所管の独立行政法人が運営する病院全体を通じ、現行の体系にとらわれることなく、それらの病院が果たすべき政策医療及び地域医療における役割を勘案しつつ、政策目的に沿った医療供給体制の最適化を図る観点から、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行うものとする。

なお、繰越欠損金については、その解消に向けた抜本的な改革を検討するとともに、投資の効率化、人件費の削減その他の必要な措置を講ずることにより、平成20年度までに収支相償を達成し、平成28年度を目途に繰越欠損金を解消するものとする。

2 労災疾病研究センターの研究体制の在り方の見直し

労災疾病研究の中核的役割を果たすため、全国の33労災病院のうちの13病院に労災疾病研究センター（以下「研究センター」という。）が設置されており、各研究センターは、せき髄損傷、振動障害等それぞれ異なる特定分野の労災疾病について、その症例の研究や治療技術の開発を行っている。研究センターによる労災疾病の研究の推進に当たっては、症例の収集が重要であることから、労災指定医療機関である国立病院等からも症例データを収集することができるような連携体制の構築を図るものとする。

また、各研究センターが研究を担当している労災疾病は、各研究センターが設置されている労災病院における労災患者の診療実績や専門医等研究スタッフの配置状況から当該労災病院において特に専門性を有するとされる分野が指定されている場合が多いが、中には、研究センターが設置されている労災病院において、研究を担当する分野の診療実績や患者数が他の労災病院と比べても多いとはいえないものもあることから、労災疾病研究を効果的かつ効率的に実施する観点から、現行1研究センターにつき1分野として13研究センターを設置している分散型の研究体制について、診療実績や労災患者数、専門医等研究スタッフの配置状況等を勘案した集約化を検討するものとする。

3 海外勤務健康管理センター等業務の廃止

横浜労災病院に附置されている海外勤務健康管理センターについては、病院との兼務者を含め 28 人の要員を配置し、年間 7 億円の経費を投じて、i) 海外派遣者健康診断業務、ii) 海外医療衛生情報の収集・提供業務、iii) 海外勤務者からの健康相談業務を行っているが、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 海外派遣者健康診断業務については、全国の医療機関において実施可能であり、海外赴任者数に占める海外勤務健康管理センターの健診者の割合も 4～5%程度にすぎないことから、廃止する。
- ② 海外医療衛生情報の収集・提供業務については、外務省や独立行政法人国際協力機構及び財団法人海外邦人医療基金において実施されており、これらの提供する情報内容は詳細で充実していることから、廃止する。
- ③ 海外勤務者からの相談業務は、医師等医療スタッフが電子メールやファックスにより相談を実施するものであるが、i) 相談の利用に当たっては、海外勤務健康管理センターへ相談する前にまず産業医やホームドクターに相談をすること、ii) 回答についても数日の猶予を予定していること、iii) 回答内容についても参考意見を述べるにすぎないことなどの前置きが付されたものである。また、利用相談回数についても、年間 600 回から 830 回程度で、海外赴任者数に占める割合は 0.5%程度の利用にすぎない結果となっていることから、廃止する。

また、海外巡回健康相談業務についても、外務省において実施していることから廃止するものとする。

4 産業保健推進センター業務の集約化及び効率化

全国 47 都道府県に各 1 か所設置されている産業保健推進センター業務は、平成 18 年度において、その運営経費に 40 億円（人件費 16 億円、事務所賃借料 6 億円、研修及び相談業務の講師の派遣依頼経費 4 億円他）を要しているが、業務の効率化の観点から、研修業務の共同企画、情報提供業務（ホームページ作成・情報誌作成）のうちの共通事項、経理及び審査業務を労働者健康福祉機構本部において集中して実施すること等による人件費の削減、事務所賃借料の見直し等により、次期中期目標期間において、運営経費のおおむね 3 割削減を図るものとする。

また、助成金事業のうち小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業は総務省の

「労働安全等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（平成19年8月7日）を踏まえて必要な措置を講ずるものとする。

5 労災リハビリテーション工学センター業務の廃止

労災リハビリテーション工学センターは、i) せき損患者に対する日常生活支援機器の研究開発、ii) リハビリテーションへの活用を目的とした補装具等の研究開発を実施しているが、i) の業務については、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの各工学部門において、重複する研究開発が行われていることから、両センターに研究開発機能を移管するものとする。ii) の業務についても、国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて実施されていること、民間企業と共同開発した義肢装具等が既に製作・販売されており、一定の役割を終えたことから、廃止するものとする。

6 労災リハビリテーション作業所業務の廃止

労災リハビリテーション作業所は、労働災害により、外傷性せき髄損傷等の障害を被った労働者を社会復帰させるための施設であるが、新規入所者数の減少、在所者の長期滞留化・高齢化が進んでおり、社会復帰までの通過型施設としての機能の発揮が困難になっていることから、在所者の退所先の確保を図りつつ、縮小廃止するものとする。

7 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務との一体的実施

労働者健康福祉機構の業務については、密接に関連する独立行政法人労働安全衛生総合研究所の労働災害の予防、労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等に関する総合的な調査・研究業務と一体的に実施するものとする。

8 組織体制の見直し

組織体制については、上記事業等の見直しに併せ、業務量を検証し、業務の合理化・効率化の観点から、組織の再編を行うとともに、経費の削減を行うものとする。

第2 保有資産の見直し

第1の事務及び事業の見直しの結果生ずる遊休資産及び利用予定のない労災保険会館、宿泊施設等については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、早急に処分を行うものとする。

第3 民間競争入札の実施

医業未収金の徴収業務については、原則、すべての病院の未収金の徴収業務について、民間競争入札を実施するものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同等以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、労働者健康福祉機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で100.8となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 給与体系における年功的要素が強いなど、給与水準が高い原因について、是正の

余地はないか。

- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 労働者健康福祉機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人国立病院機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 病院経営の在り方の総合的検討

国立病院は、国として供給する必要がある政策医療を担うため、全国に146病院設置されており、各病院は、特定の政策医療に加え、それぞれの地域で求められる医療の提供を行っている。

経営面においては、国立病院全体としては収支相償を達成したものの、平成18年度において65病院が赤字となっていること、長期借入金残高は減少してきているが、平成18年度末現在において依然として約7,000億円あり、今後も、現行の病院機能を維持するだけでも、向こう10年間において、少なくとも約4,600億円の投資が必要と見込まれていること、また、地域医療については、都道府県において医療計画が整備される中で、国立病院が存在する地域において一般病床が過剰となっている地域も多いことなどの状況があり、国として必要な政策医療の提供・全国への均てん化や、それぞれの地域で求められる医療の提供という機能を今後とも的確に果たしていく観点から、現行の国立病院の体制や規模については、不断に見直していく必要がある。

このため、次期中期目標期間開始後2年程度を目途に、個々の国立病院ごとに、本来の政策医療を提供するという機能の発揮状況及びそれに要するコスト、地域の医療状況やそこで果たしている役割、今後の設備更新の必要額や収支見込み等も含めた経営状況等について総合的に検証し、その結果を公表するとともに、必要な改善措置を講ずるものとする。その際、国立病院の近隣に厚生労働省所管の独立行政法人が運営する病院（国立病院、労災病院）がある場合は、都道府県が策定する新たな医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で国立病院と労災

病院との診療連携の構築を始め効率的な運営の可能性等について検討を行うものとする。

その上で、厚生労働省全体として、次期中期目標期間終了時までには、厚生労働省所管の独立行政法人が運営する病院全体を通じ、現行の体系にとらわれることなく、それらの病院が果たすべき政策医療及び地域医療における役割を勘案しつつ、政策目的に沿った医療供給体制の最適化を図る観点から、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行うものとする。

2 診療情報データベースの確立及び利用促進

国立病院機構が担っている政策医療の均てん化の観点から、国立病院機構のネットワークを活用して、診療情報データベースの早期確立と民間を含めた利用促進を図るものとする。

3 監査体制の充実

国立病院機構は運営する病院が146病院あり、職員数も約5万人という大きな組織であるため、より適切な監事等の監査の実施を図る観点から、監査体制について検証を行い必要な措置を講ずるものとする。

4 事務及び事業の効率化

長期債務残高の存在や老朽化する病院施設・医療機器設備の更新等に要する将来の資金需要等にかんがみ、医療機器の共同利用等により投資を抑制するなど、事務事業の効率化の徹底を図るものとする。

第2 非公務員による事務及び事業の実施

国立病院機構の業務については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）第52条の規定の趣旨を踏まえ平成20年度に所要の検証を行い、非公務員が担うものとする。

第3 民間競争入札の実施

医業未収金の徴収業務については、複数の病院の業務を適切な規模に統合した上で、

民間競争入札の実施を行うものとする。

第4 保有資産の見直し

国立病院機構が保有する再編成により廃止した国立病院等の遊休資産について、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の処分を行うものとする。

第5 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同等以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、国立病院機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で96.2となっているが、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを踏まえた適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ② その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、

随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 国立病院機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
 - ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。
- また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

經 濟 產 業 省

(案)

政 委 第 号
平成 19 年 12 月 日

経 済 産 業 大 臣
甘 利 明 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 大 橋 洋 治

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人日本貿易保険）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、本年の予算編成過程における財政当局からの指摘及び独立行政法人改革に関連する諸会議での議論をも十分に踏まえた内容としていただくようお願いいたします。その後は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部の議を経た上で最終的な見直し案を決定し、これを踏まえて新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。

なお、当委員会としては、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成 17 年 7 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、別紙の法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

独立行政法人日本貿易保険の主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）については、平成19年12月19日に甘利明経済産業大臣、町村信孝内閣官房長官、渡辺喜美内閣府特命担当大臣の3大臣折衝により、以下の合意が行われている。

「独立行政法人日本貿易保険を政府全額出資の株式会社に移行するため、特別法（貿易保険法）において、以下の措置を講じる。

（株式）

1. 会社の株式は、政府が常時全額保有する旨の規定を置く。

（経済産業大臣の指揮監督）

2. 資源政策や通商政策との連携を確保するため、業務運営に関する経済産業大臣の指揮監督を規定する。（特に政策的に重要な案件についての引受指示を含む。）

（意思決定）

3. 効率的、機動的な経営を行うため、会社法に基づく意思決定を基本とする。役員を選任、内部統制や外部ガバナンスの整備は、会社法に基づき行うものとする。

（非課税措置）

4. 営利事業ではなく国の事業を行うため、法人税等の非課税措置を講じる。一方、利益が生じた場合には、必要な準備金の積立を除き全額国庫納付する旨の規定を置く。

（信用維持）

5. 政策的に重要な案件の引受及び大規模な保険事故の発生の際に会社の信用を維持するため、将来における政府の支援措置や存廃についての政府の関与を規定する。」

したがって、以上の措置が講じられるまでの間、当委員会の検討結果を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 関連公益法人との随意契約の見直し

関連公益法人である財団法人貿易保険機構への委託業務について、業務の内容を抜本的に見直した上で、随意契約での委託を改め、一般競争入札により実施するものとする。

2 民間事業者の参入の促進

経済協力開発機構（OECD）の加盟国への輸出に係る短期の貿易保険その他の貿易保険への民間事業者の参入の一層の促進を図るものとする。

第2 その他の業務全般に関する見直し

上記第1に加え、特殊会社となるまでの間、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、日本貿易保険の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で139.1となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上

回っていないか。

- ② 専門的人材を確保するため、労働市場の給与水準を踏まえた給与水準とすることが不可欠であるとするなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 日本貿易保険が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

国土交通省

(案)

政 委 第 号
平成 19 年 12 月 日

国 土 交 通 大 臣
冬 柴 鐵 三 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 大 橋 洋 治

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人海上災害防止センター及び独立行政法人都市再生機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、本年の予算編成過程における財政当局からの指摘及び独立行政法人改革に関連する諸会議での議論をも十分に踏まえた内容としていただくようお願いいたします。その後は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部の議を経た上で最終的な見直し案を決定し、これを踏まえて新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。

なお、当委員会としては、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成 17 年 7 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、別紙の法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させ

ていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

独立行政法人国際観光振興機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人国際観光振興機構（以下「国際観光振興機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 ビジット・ジャパン・キャンペーン（V J C）推進体制の一元化

現在、国を挙げて実施しているV J C事業を着実に推進していくため、以下の点に留意しつつ、国際観光振興機構とV J C実施本部事務局の組織・機能を一元化するものとする。

- ① V J C実施本部事務局の機能を確実に継承するため、これまでの成果の上に立って、引き続き民間の手法・発想の活用により、事業の効率化、質の一層の向上を図る観点から、海外宣伝事業担当部門は民間からの出向者等を積極的に活用するなど、現在のV J C実施本部事務局が発揮している機能を維持できる体制を整備する。
- ② 組織の活性化、事業の効率化、質の向上等、V J C実施本部事務局との一元化により期待される効果について、次期中期目標等において明記する等、対外的な説明を徹底する。

第2 海外事務所の在り方の見直し

1 海外宣伝事業への重点化とそれに応じた組織体制の構築

V J C実施本部事務局の機能の継承に伴い、今後、V J Cの中核組織として、国の政策目標である外国人旅行者の増加に、より一層貢献していく観点から以下の措置を講ずることにより、国際観光振興機構の業務を海外宣伝事業に重点化するものとする。

- ① 市場別の具体的な事業計画を策定・公表し、それに基づき海外での情報収集・発信の更なる推進、現地旅行会社等へのプロモーション活動の強化等に取り組み、国際観光振興機構の海外における機能強化を図る。

② 上記①の取組を推進するため、従来、海外事務所で開催してきた事業のうち、海外での旅行博覧会や展示会等への出展業務を始め民間で実施可能な業務については、可能な限り民間委託を推進するなど事業手法を見直し効率化を図るとともに、組織の改編や官民競争入札等の導入等を通じて本部をスリム化し、海外事務所へ経営資源を重点的に配分する。

その際、海外事務所の組織体制を整備するため民間からの出向者や現地採用職員等を積極的に活用するとともに、独立行政法人日本貿易振興機構等の海外事務所との業務連携を強化する。

また、海外における国際観光振興機構の役割をより効果的かつ効率的に果たし、海外での観光宣伝に関するノウハウを着実に蓄積していく観点から、プロパー職員については、職員全体の専門外国語のバランスを勘案した上で採用するとともに、採用後も将来のキャリアパスを勘案して海外事務所勤務を経験させること等を通じて育成の強化に取り組み、プロパー職員が国際観光振興機構の中核として担うべき役割を的確に果たすことのできる体制を構築するものとする。あわせて、国からの出向者については、プロパー職員の育成状況等を踏まえ、段階的に受入れを縮小するものとする。

2 活動内容の明確化

海外事務所の業務については、次期中期目標等において、事務所ごとの活動内容（パフォーマンス）を示す明確な指標を設定するとともに、業務実績やセグメント情報等の公表の充実を図ることにより、活動内容や事業の成果について客観的な説明を行うものとする。

また、各事務所ごとに、その実績や市場の将来性等を踏まえた経営資源の配分となっているかについて、毎年度厳格に評価を行うものとする。

3 事務所配置の不断の見直し

事務所数や配置の適正性について、各国における訪日旅行に対する需要や海外旅行者数など市場の動向に即して不断の見直しを行うものとする。

第3 海外宣伝事業への重点化に伴う国内事業の効率的実施

国際観光振興機構の業務を海外宣伝事業に重点化することに伴い、国内事業を効率的

に実施する観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① ビジット・ジャパン案内所指定・支援業務については、地方運輸局や地方公共団体、業界団体等関係機関との役割分担や各案内所に求められるサービス内容を踏まえ、次期中期目標期間終了時までには事業の在り方を検討する。
- ② 通訳案内士試験業務については、民間競争入札を導入する。

第4 国際コンベンション誘致事業の在り方の見直し

国際コンベンション誘致事業については、国際会議の誘致に関する政府の方針、近年の国際会議開催件数の動向を踏まえ、これまでの誘致活動の効果についての分析・検証を行うとともに、地方公共団体等からのニーズの把握を強化し、それらを踏まえた事業手法の見直しを行うものとする。

その際、国として誘致することとしている大規模な会議や、地域活性化への効果が期待される会議等に誘致活動の対象を重点化し、次期中期目標等において、取り組むべき目標を明確にした上で、優先度を付けて効率的に実施していくものとする。

第5 アウトカム指標の設定に向けた取組等

収入の約7割を運営費交付金で賄っていることを踏まえ、国民への説明責任の徹底及び各事業の必要性・効率性等の評価に資する観点から、諸外国の政府観光局における事例等も参考としながら、国の政策目標である外国人旅行者の増加への貢献を始めとする国際観光振興機構の活動成果がより明確となるようなアウトカム指標の設定に向け、次期中期目標等において実効性のある取組内容を明記し、着実に実施するものとする。

また、毎年度の実績については、経年変化も踏まえ可能な限り具体的かつ定量的に評価を行うものとする。

第6 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第5に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、国際観光振興機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で105.3となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 高学歴の者の割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 国際観光振興機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人空港周辺整備機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「空港周辺整備機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 再開発整備事業の見直し

再開発整備事業については、第1種区域（航空機の騒音により生ずる障害が著しいと認めて国土交通大臣が指定する特定飛行場の周辺の区域）において事業を実施しているが、同区域のうち第2種区域（第1種区域のうち航空機の騒音により生ずる障害が特に著しいと認めて国土交通大臣が指定する区域）を除く部分において実施している事業については、一定の経過措置期間終了後、廃止するものとする。

また、今後の再開発整備事業は、第2種区域に限定して実施することとし、あわせて、事業を効率的に実施する観点から、更なる民間事業者の活用等による実施を検討するものとする。

2 代替地造成事業の廃止

代替地造成事業については、空港周辺整備機構があらかじめ代替地を造成・保有する方法から、代替地提供の要請を受け代替地を用意する方法に移行し、円滑に移転補償が行われている状況にかんがみ、周辺地方公共団体等関係者に対する一定の周知期間を置いた上で、平成21年度に廃止するものとする。

なお、現在行っている移転補償申請者に対する移転先の不動産情報の提供等については、移転補償事業の一環として対応するものとする。

3 民家防音事業の見直し

民家防音事業については、工事積算方法の簡略化等により事務手続の迅速化・効率

化を図るものとする。また、当該事業における空調機工事単価及び空港周辺整備機構が委託している空調機の機能低下に係る調査等の業務委託費について、割高ではないかとの指摘も見られたことから、空調機工事単価及び調査項目を見直すとともに、当該工事及び業務委託に係る業務発注を競争入札とすることにより事業費の縮減を図るものとする。

なお、空調機の交換を行う「機能回復工事」（防音工事实施後10年以上経過し、かつ、所要の機能が失われていると認められる空調機の交換工事）及び「再更新工事」（機能回復工事实施後10年以上経過し、かつ、所要の機能が失われていると認められる空調機の交換工事）の次の段階における対応を含む事業の在り方については、平成20年度中に行うこととされている空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、抜本的に見直すこととする。

第2 組織面の見直し

平成20年度において、事業量を踏まえた組織・定員となるよう所要の措置を講ずるものとする。

また、平成20年度中に空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを行うこととしており、このような抜本的な見直しと将来の事業量の推移を踏まえ、関係地方公共団体とも協議を行いつつ、独立行政法人以外での形態を含めた組織の在り方について検討を行い、22年度までに結論を得るものとする。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を

基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、空港周辺整備機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で112.6となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 高率の異動保障を受けている職員の比率が国家公務員に比して高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 空港周辺整備機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人海上災害防止センターの主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人海上災害防止センター（以下、「海上災害防止センター」という。）の主要な事務及び事業については、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 法人形態の見直し

海上災害防止センターの業務については、事故船舶所有者等が防除措置を講じない場合等においても迅速かつ効果的な防除措置を講ずる観点から、以下の3点の枠組みを維持した上で、独立行政法人の業務としては廃止し、法令に基づき特定の業務を行うものとして国により指定された公益法人の業務として実施する方向で検討し、次期中期目標期間中に、必要な措置を講ずるものとする。

- ① 緊急時における海上保安庁長官の指示等に基づく確実な排出油等の防除措置の実施
- ② 上記①に要した費用のうち、事故船舶所有者等から徴収できない分についての国費による補填^{てん}
- ③ 防災基金への国の関与

第2 その他の業務全般に関する見直し

上記第1に加え、独立行政法人として業務を実施する間、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基

本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、海上災害防止センターの給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で117.1となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 国家公務員に比べ地域手当受給者の割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 海上災害防止センターが策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

独立行政法人都市再生機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自立性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 都市再生事業の見直し

都市再生機構が都市再生事業を実施する手法としては、①都市再生機構が施行者として自ら事業を実施する手法（以下「機構施行」という。）、②他の実施主体（組合等）が実施する事業に参加組合員（注1）として参加する手法、③コーディネーターとして組合等の事業を支援する手法があるが、都市再生事業の事業費は事業実施主体が保留地（注2）、保留床（注3）を売却すること等により賄っており、機構施行の場合で売却先が確保できない場合及び参加組合員として参加する場合においては、都市再生機構が保留地、保留床を取得し、そこに、i）賃貸住宅を整備した上で事業経費や取得費用を賃貸住宅を管理・運用する形で長期間かけて回収したり、ii）保留地を賃貸して借地料収入で長期間かけて回収することとなり、その意味でこれらはリスクの高い事業手法となっている。

また、機構施行のものの中には、必ずしも都市再生機構が直接施行せずとも事業実施が可能ではないかとの議論があるものもみられるほか、この場合に供給される賃貸住宅は、家賃等の面で必ずしも機構本来の賃貸住宅事業の政策目的に合致しないきらいがある。

一方、都市再生機構が独立行政法人化される際、民間の能力の活用等の観点から、できる限り、上記③のコーディネートにより事業を支援する手法を活用する方向に政策転換が行われている。

このような中で、都市再生機構が都市再生事業を実施する際、特に上記①、②の手法を選択する際の基準が明確となっておらず、また、その際の事業の採算性（当該保留床や保留地の売却、当該賃貸住宅の運用・管理等による事業コストの回収の可能性）、必

要性（事業実施の必要性のみならず、当該地区に機構が賃貸住宅を整備することについての賃貸住宅政策上の必要性等）についての情報が明らかにされていないことから、事業手法選択の妥当性、リスク管理の妥当性等についての検証が困難な状況となっている場合がみられる。

このようなことから、都市再生事業のうち市街地再開発事業の施行等に伴う機構賃貸住宅の新規供給については、原則として行わないものとする。

また、以下の措置を講ずることにより、効率的・効果的な事業の実施に資するため、説明責任の徹底等を図るものとする。

- ① 都市再生事業の機構施行としての事業実施や参加組合員としての事業参加について、当該手法で事業を実施する必要性、事業の採算性等を判断するための基準（市街地再開発事業の施行等に伴い、上記の原則の例外として機構賃貸住宅の新規供給を行うこととする場合の基準を含む。）を平成19年度内に策定し、公表する。
- ② 都市再生事業において、機構施行としての事業実施又は参加組合員としての事業参加の決定に当たり、当該基準への適合について検証した上で直近に開催される外部有識者からなる事業評価監視委員会に報告し、同委員会において検証結果の評価を行う。

さらに、都市再生機構は、評価結果を公表することにより説明責任を果たすとともに、その結果を踏まえ必要な事業計画の見直し等を行う。

（注1） 参加組合員とは、保留地（注2参照）、保留床（注3参照）を取得することを目的として事業に参加する者のことをいう。

（注2） 保留地とは、土地区画整理事業地区内の地権者から減歩により提供され新たに生み出された土地をいう。

（注3） 保留床は、市街地再開発事業によって建設される再開発ビルの床のうち、権利変換により権利者に与えられる床（権利床）以外の床をいう。

第2 賃貸住宅事業の見直し等

1 住宅セーフティネット法の趣旨を踏まえた賃貸住宅事業の実施等

都市再生機構が管理・運用する賃貸住宅は、市場に任せては民間事業者では供給されにくい子育て世帯や高齢者世帯向け等の良質な賃貸住宅の供給を主な目的として整備されており、最近の居住世帯別の割合は、収入分位（注4）が20%以下の低所得者層が約5割、年齢構成で見ると高齢者世帯が約3割を占める現状となっている。

また、平成19年7月に施行された住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。いわゆる「住宅セーフティネット法」）にお

いては、国及び地方公共団体は住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）にとって適切な賃貸住宅の供給促進の措置を講ずるよう努めることとされている。

このようなことから、今後は、同法の趣旨も踏まえ、都市再生機構は、住宅確保要配慮者にとって適切な賃貸住宅の供給に重点化するものとする。

（注4） 収入分位とは、全国貯蓄動向調査（総務省）の結果に基づき、全世帯を収入順に並べ、各世帯が下から何%に位置しているか示した数値のことである。

2 賃貸住宅の削減目標の明確化

賃貸住宅の現状をみると、空家率の高い住宅、近隣の住宅に集約化が可能な住宅、老朽化が進んでいる住宅など現状のまま運用・管理することが必ずしも適切とは考えられないものも存在している。

また、我が国の人口が減少傾向にあることに加え、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）において、77万戸の賃貸住宅の規模が過大であるうえ、その質においてもセーフティネットとしての役割を果たしていく上で問題のあるものも多いことから、規模の適正化に向けた今後の削減計画を明確にすることとされていることを踏まえ、住宅確保要配慮者に向けた住宅供給に重点化を図りつつ、居住者の居住の安定に配慮した上で、賃貸住宅の削減目標や団地ごとに建替え、リニューアル、規模縮小等の方向性を明確にした再編計画を平成19年内に策定するものとする。

第3 経過措置業務の完了時期の早期化

1 ニュータウン事業の完了時期の早期化

ニュータウン事業については、事業が長期化することに伴う事業コストを縮減する観点から、用途を定めて売却していた土地を用途変更が可能な土地として売却するなどの措置を講ずることによりニュータウン用地の供給・処分の促進を図り、また、地価の動向等も勘案しつつ、これまでの計画を前倒しして供給・処分を完了するよう努めるものとする。

2 特定公園施設業務の完了時期の早期化

特定公園施設については、営業契約を行っているテナントとの契約期間の短縮や営

業契約の解消等、関係機関との調整を図りつつ、順次処分を進め、これまでの計画を前倒して業務を完了するよう努めるものとする。

第4 関連会社等に係る見直し

1 効率的な業務委託方式の導入

都市再生機構から特定関連会社、関連会社及び関連公益法人（以下「関連会社等」という。）に随意契約により委託している業務については、サービス等の質を低下させないことを前提に、原則、すべて競争性のある契約方式へ移行等を図るものとする。

また、UR営業センターにおけるすべての業務及び現地案内所における現地案内業務について、民間競争入札を導入するものとする。

2 関連会社等への委託業務に係る透明性の確保等

都市再生機構の関連会社等の中には、下表のとおり、総売上高に占める都市再生機構に係る売上高の割合（対機構売上高割合）や同機構との随意契約の割合が高くなっており、また、剰余金等が生じていることに加え、関連会社等の役員のうち、都市再生機構OBが常勤役員となっている割合（再就職割合）が高くなっているものがみられる。

表 主な関連会社等の都市再生機構に係る売上高の割合等

関連会社等名	対機構売上高割合	随意契約割合	剰余金等	再就職割合
日本総合住生活(株)	69.0%	100%	251億円	56.3%
(株)URリンケージ	92.4%	100%	71億円	75.0%
(株)URサポート	95.1%	100%	34億円	72.7%

(注) 数値は、平成18年度実績である。

このような状況を踏まえ、関連会社等を含め都市再生機構全体としての透明性を確保した上で効率的な業務運営を行う観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 都市再生機構においては、平成18年度末現在において4,955億円の繰越欠損金を抱えているにもかかわらず、上表のとおり、関連会社等の中には、剰余金等が生じ

ているものがあることから、関連会社等と随意契約とする必要性、契約額の適正性等について改めて検証した上で、関連会社等を含めた都市再生機構全体の事業実施の在り方を抜本的に見直すとともに、契約に係る情報を公表することにより透明性を確保する。

また、経営が安定し、出資目的を達成した関連会社等については、経営の合理化を進める観点からの統廃合を推進するとともに出資者である地方公共団体等の理解を得つつ株式の売却に努める。

- ② 財団法人住宅管理協会は、都市再生機構の代行機関として設立された経緯から企画・判断を伴う賃貸住宅管理業務を随意契約により受託し、都市再生機構と一体となって業務を行っているが、財団法人であるため連結決算の対象外となっていること等もあり、同機構との委託・受託関係等が不透明となっているとの指摘があることから、同協会の組織形態を見直し、連結決算を行うなど都市再生機構との関係等について必要な情報を公表し、透明性を確保する。

第5 保有資産の見直し

都市再生機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 事務所再編計画を策定し、不要となった事務所は処分を行う。その際、本社及び新宿アイランドタワーについては、リースバックでの対応も検討する。
- ② 研修センターについて、現在地に立地することが必要不可欠かどうかを十分吟味するとともに、売却等の可能性について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、具体的なスケジュールを示して検討する。
- ③ 証券化対象割賦債権の対象拡大の可能性について、早急に検討を進める。
- ④ 分室については、平成19年度末までに売却する。ただし、再開発予定地区にある分室については、当該地区の事業進捗^{ちやく}により存廃を決定する。
- ⑤ 保養所については、平成20年度末までに一括して処分する。
- ⑥ 宿舍については、平成20年度末までに、平成21年度以降5年間の宿舍再編計画を策定し、不要宿舍は廃止・処分する。
- ⑦ 倉庫については、平成20年度以降に倉庫再編計画を策定し、不要倉庫は処分する。
- ⑧ 賃貸事業用事務所等施設については、従前権利者との関係等売却の前提条件を整理

した物件から随時売却を進める。

- ⑨ 居住環境整備賃貸敷地（民間供給支援型を除く。）については、借地人から買受けの申出があり、敷地利用上の制限がなく、地方公共団体等との必要な調整が整ったものは売却を実施する。
- ⑩ 分譲住宅団地内賃貸施設については、賃借人の意向等を踏まえつつ、売却等の処分を推進する。
- ⑪ 平成19年度にニュータウン等事業の一部の事業用定期借地について、環境が整い次第、証券化を進める。
- ⑫ ニュータウン地区内の利便施設について、賃借人である施設運営会社との協議が整い次第、売却する。

第6 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第5に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、都市再生機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で120.7となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上

回っていないか。

- ② 高学歴の者の割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 都市再生機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。